

# 山口県報

平成26年  
2月14日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
救急病院の認定(地域医療推進室).....一
- 保安林予定森林(森林整備課).....二
- 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....二
- 道路の位置の指定(建築指導課).....三
- 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等(会計課).....三
- 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等(物品管理課).....四
- 公告  
契約の締結(地域医療推進室).....四
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....五
- 土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....五
- 県営川西地区経営体育成基盤整備事業(第一換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).....五
- 一般競争入札の実施(二件)(都市計画課).....五
- 選管告示  
直接請求に必要な有権者の数.....八
- 公安委公告  
一般競争入札の実施.....九

### 山口県告示第五十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年二月十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人博愛会宇部記念病院	宇部市上町一丁目四番一―号	平成二九、一、三一
医療法人聖比留会セントビル病院	今村北三丁目七番一八号	〃
社会医療法人尾中病院	常盤町二丁目四番五号	〃
医療法人医誠会都志見病院	萩市大字江向四一三の一	〃
玉木病院	大字瓦町一	〃
医療法人岩国病院	岩国市岩国三丁目二番七号	〃
山口県厚生農業協同組合連合会長門総合病院	長門市東深川八五	〃
医療法人人生山会齋木病院	〃	〃
医療法人成蹊会岡田病院	〃	〃
総合病院社会保険徳山中央病院	周南市孝田町一番一―号	〃

### 山口県告示第五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十六年二月十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 保安林予定森林の所在場所

長門市深川湯本字赤ノ谷二〇八の一、二〇八の五から二〇八の八まで  
美祢市西厚保町本郷字江下山二二六の二一、二二六の二四、二二六の二六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

下関市菊川町大字上保木字鷹ノ尾二〇五、一〇九、字栢ノ木一五一、一六六、一六七、一七五、八九八から九〇〇まで、九〇一の一、九〇一の三、九〇二から九〇五まで、九〇八、九〇九、字大浴三〇八、三二二、三二三、三二八の一、三三四の一、三三四の二、三三七、三三四、三三六から三四〇まで、三四一、三四三の一、三四三の二、三四四

長門市三隅中字長浴二八〇の一、二八〇の二、字足河内二八〇の三六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
下関市菊川町大字上保木字栢ノ木九〇〇・字大浴三三四の一・三四〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十六年二月十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美祢市秋芳町嘉万字大滝二の二、字土車一二五〇の一から一二五〇の四まで、一二五〇の一、一二五〇の一五から一二五〇の一八まで、一二五〇の三九、一二五〇の四〇、一二五〇の四五、一二五〇の四七、字広山一二六〇の一、一二六〇の四、一二六〇の五、一二六一の一、一二六一、字日嶺奥山一二六二の一から一二六二の三まで、字戸根畑一二六三、字向山一二六五の二、一二六六、一二六六の九、一二六六の一〇、字バラ松一二七五の一、一二七五の三、一二七五の四、一二七五の五、一二七五の六、秋芳町青景字金山三三七の五五、三三七の五八、三三七の五九、美東町大田字広がり五七〇の一、五七〇の三、五七〇の四から五七〇の一六まで、五七〇の一九、五七〇の二二、七六七から七七二まで、字宝満七七二から七七七まで、字宝満七七八の一、七七八の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、七七八の四から七七八の二二まで、七七八の一六、七七八の一七、七七八の一九から七七八の二二まで、字免現寺一九三五から一九四〇まで、一九四一、一九四二、一九四五から一九四八まで、一九五二の一、一九五三、一九五四、一九五六、一九五八、一九五九の一、一九五九の三、一九六〇、一九六一、一九六二の一、一九六二の二、一九六三から一九七八まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下関市菊川町大字西中山字小合四〇、字小合ヶ迫四〇の一、四〇の二、菊川町大字上田部字赤錆七三六の三

- 二 美祢市秋芳町岩永下郷字北奥ノ谷九七八の三、九七八の三九  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
山陽小野田市大字小野田三ノ割沖六三三四の九、六三三四の一〇、六三三四の二、六三三四の七及び六三三四の一九、字小野田三ノ割六三三五の三並びに字末広七五二七の三の一部	一〇・〇、一六・〇	一、一六七・二	平成二六、一、二三

山口県告示第五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成二十六年度において県が発注する業務（県庁舎等の清掃に係るものを除く。）の委託契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達する特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

平成二十六年二月十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

- 一 競争入札参加資格
 

競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四（政令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができる者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。
- 二 調達する特定役務の種類
 

調達する特定役務の種類は、税務システム運用管理業務、人事給与福利厚生システム運用管理業務、電子県庁基幹システム再構築業務、漁業取締船せきしょうの定期検査業務、漁業取締船せきしょうの定期検査業務並びに周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務とする。
- 三 その他

競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

山口県告示第六十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定により、平成二十六年において県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

平成二十六年二月十四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七條の四(政令第六百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達する物品等の種類

調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類	調達する物品等の種類
物品等の買入れ及び借入れ	サーバ及びOCR機器 ネットワークパソコン 電気 電子システム入札用機器 土木事業管理システム用機器 土木設計積算システム装置 灯油 財務会計システム用機器 県立学校コンピュータ教室用機器 ガソリン ICカード化運転免許証用ICカード 交通信号灯器 電子申請用ネットワークシステム 警察情報ネットワーク端末装置 遺失物管

三 その他

競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。



(四三) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十六年二月十四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 事務を担当する課の名称及び所在地

健康福祉部地域医療推進室 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

山口県広域災害救急医療情報システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年十二月二十六日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

六 契約金額

二億九千六百八十九万九千九百二十円

七 随意契約によることとした理由

理システム 運転免許電子ファイリングシステム ICカード化運転免許証追記端末装置 運転免許証両面プリントシステム ICカード化運転免許証チェックコード生成装置 初動捜査支援システム

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当するため  
八 契約担当者  
山口県知事 山本繁太郎

(四四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十五年十月十一日山口県公告（三五七）に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年二月十四日から同年三月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年二月十四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートリアル光店

所在地 光市浅江三丁目二番一〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四五) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十六年二月十四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

一 事業の名称

県営佐田地区経営体育成基盤整備事業

二 工事完了の時期

平成二十五年二月二十六日

(四六) 県営川西地区経営体育成基盤整備事業（第一換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営川西地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第一換地区の換地計画を定めたとで、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年二月十四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

一 縦覧に供する書類

県営川西地区経営体育成基盤整備事業（第一換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年二月十七日から同年三月十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年二月十四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所



二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
  - (二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第五十九号)に基づき資格審査において、産業廃棄物(収集・運搬)及び産業廃棄物(処分)について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
  - (四) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可(汚泥に係るものに限る。)及び同条第六項の規定による産業廃棄物処分業の許可(汚泥の中間処理に係るものに限る。)を受けている者であること。
  - (五) 平成二十六年二月十四日から同年三月二十八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
  - (六) 平成十年四月一日から平成二十六年二月十四日までの間に、地方公共団体の委託を受けて下水道施設において生じた脱汚泥を堆肥化して販売した実績(堆肥化又は販売を委託した場合を含む。)を有していること。
- 三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課調整班
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県土木建築部都市計画課流域下水道班(光市大字浅江字懸山九二九番一二五)において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法  
入札金額は、一トン当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未

満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 提出場所  
山口県土木建築部都市計画課調整班
- (三) 受領期限  
平成二十六年三月二十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年三月二十八日午前十時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室
- (二) 日時  
平成二十六年三月二十八日午前十時
- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
- (一) 契約担当者  
山口県知事職務代理者  
山口県副知事 藤部 秀則
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十六年二月二十七日午後五時十五分までに山口県土木建築部都市計画課調整班に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十六年三月十三日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
  - 2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写し
  - 3 二の(六)に掲げる実績について記載した書類
- (五) 契約保証金  
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課調整班(電話〇八三一九三三三三七二〇)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be required: Transportation and processing of dehydrated sludge from the Shunan Water Treatment Center
- (3) Term of the contract: From April 1, 2014 to March 31, 2015
- (4) Place of the performance of the service: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3720)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 27, 2014 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M., March 28, 2014)

(四八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年二月十四日

山口県知事職務代理者  
山口県副知事 藤部 秀 則

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

- (一) 物品等の名称  
電気

- (二) 物品等の予定数量  
七百八十万キロワット時

- (三) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。

- (四) 納入期間  
平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

- (五) 納入場所  
山口きらら博記念公園

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

- (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

- (四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

- 山口市阿知須五〇九番五〇 山口きらら博記念公園管理事務所管理課

入札説明書及び仕様書の交付  
平成二十六年二月十四日から同月二十八日までの午前九時から午後四時三十分まで

の間、山口きらら博記念公園管理事務所管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

- (一) 記載方法  
 落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口きらら博記念公園管理事務所管理課

(三) 受領期限

平成二十六年三月二十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年三月二十八日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市阿知須五〇九番五〇 山口きらら博記念公園多目的ドーム会議室

(二) 日時

平成二十六年三月二十八日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口きらら博記念公園管理事務所長 市川 祥二

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口きらら博記念公園管理事務所管理課(電話〇八三六一六五―六九〇〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park Administrative Office, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 7,800,000 kWh.

(3) Delivery period: From April 1, 2014 to March 31, 2016

(4) Delivery place: Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park

(5) Section in charge of procurement and contact point for inquiry: Administrative Division, Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park Administrative Office (Tel. 0836-65-6900)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 27, 2014

(In case of bringing a tender: 10:00 A.M., March 28, 2014)



山口県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。



平成二十六年二月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、七三七
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四八、三三三
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四八、三三三
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 七五 熊毛郡選挙区 九三 下関市選挙区 四〇 宇部市選挙区 五〇 山口市選挙区 四六 萩市選挙区 二五 防府市選挙区 一五 山口市選挙区 一三 下松市選挙区 一四 岩国市選挙区 一四 光市選挙区 一四 柳井市選挙区 一四 美祢市選挙区 一四 周南市選挙区 一四 山陽小野田市選挙区 一四
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二四八、三三三
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二四八、三三三
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二四八、三三三



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成二十七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年二月十四日

山口県知事職務代理者 山口県副知事 藤部秀則

- 一 入札に付する事項
  - (一) 次に掲げる物品等の購入
    - 物品等の名称  
ガソリン
    - 物品等の予定数量  
二百七十六キロリットル
    - 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
    - (二) 入札期間  
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間
    - (三) 納入場所  
契約担当者が指定する場所
    - (四) 入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
      - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
      - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
      - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十五年山口県告示第二百六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十六年山口県告示第六十号）に基づく資格審査において、石油について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
    - (四) 平成二十六年二月十四日から同年三月二十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

- 三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県警察本部警務部会計課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限  
(一) 記載方法  
入札金額は、リットル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所  
山口県警察本部警務部会計課
- (三) 受領期限  
平成二十六年三月二十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年三月二十七日午前十時)
- 六 入札を執行する場所及び日時  
(一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室
- (二) 日時  
平成二十六年三月二十七日午前十時
- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
(一) 入札参加資格のない者がした入札  
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札  
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他  
(一) 契約担当者  
山口県知事職務代理者

- (二) 山口県副知事 藤部 秀則
- (三) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (四) 契約書の作成の要否  
要
- (五) 契約保証金  
免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課(電話〇八三一九三三〇一一〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary  
(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters  
(2) Nature and planned quantity of the products to be purchased: Approximately 276 KL of regular gasoline  
(3) Term of delivery: From April 1, 2014 to March 31, 2015  
(4) Delivery place: The place designated by person in charge of contract  
(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)  
(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 26, 2014 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M., March 27, 2014)
- 一 入札に付する事項  
次に掲げる物品等の購入  
(一) 物品等の名称  
ICカード化運転免許証用ICカード  
(二) 物品等の予定数量  
二十五万七千四百枚  
(三) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間  
(五) 納入場所  
山口県総合交通センター、山口県岩国警察署及び山口県下関警察署

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示に基づく資格審査において、警察用品について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

- (四) 平成二十六年二月十四日から同年三月二十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県警察本部交通部運輸課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

- (一) 記載方法  
入札金額は、九百枚当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所  
山口県警察本部警務部会計課
- (三) 受領期限  
平成二十六年三月二十七日正午（入札書を持参する場合は、平成二十六年三月二十七日午後三時）

六 入札を執行する場所及び日時

- (一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一
- (二) 日時  
平成二十六年三月二十七日午後三時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事職務代理人  
山口県副知事 藤部 秀則
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 契約保証金  
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県警察本部交通部運輸課（電話〇八三一九七三一二九〇〇）に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: IC cards for IC drivers.

licenses, 257,400 sheets

(3) Delivery period : From April 1, 2014 to March 31, 2015

(4) Delivery place : Yamaguchi Prefectural General Traffic Center, Yamaguchi Prefectural Iwakuni Police Station and Yamaguchi Prefectural Shimomoseki Police Station

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice : Driver's License Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 3560-2 Ogori-shimogo, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900)

(6) Time-limit for tender : 12:00 Noon, March 27, 2014 (In case of bringing a tender : 3:00 P.M., March 27, 2014)